

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを重要な課題として捉えており、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立に向け、鋭意努力を行っております。また、企業の社会的公共性に着目し、コンプライアンスの徹底を図り、企業倫理の更なる向上を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アダストリア	3,289,400	51.00
株式会社DDホールディングス	812,500	12.60
稲本 健一	169,900	2.63
鈴木 伸典	131,400	2.04
梶田 知嗣	87,700	1.36
株式会社SKYグループインベストメント	64,800	1.00
キーコーヒー株式会社	42,300	0.66
ゼットン従業員持株会	40,100	0.62
坂東 幸重	29,200	0.45
株式会社ノーズ	26,200	0.41

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社アダストリア (上場:東京) (コード) 2685

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

名古屋 ネクスト

決算期

1月

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社である株式会社アダストリア及びそのグループ各社との取引決定にあたっては、グループの総合力強化を意識しながら一般取引と同様に市場価格等を参考にした公正妥当な価格としております。

なお、当社は、関連当事者取引について、少数株主の利益を保護するほか、関連当事者との利益相反リスクについて適切に監視・監督し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として特別委員会を設置しております。

特別委員会は、取締役会の諮問に応じて、関連当事者との取引に係る必要性、合理性、相当性を経営陣や関連当事者から独立した立場で審議し、その結果を取締役に答申いたします。なお、取締役会は委員会による答申の内容を最大限尊重の上、意思決定するものとします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社アダストリアは当社議決権の約51%所有する第1位の株主であり、当社の親会社に該当いたします。

当社と株式会社アダストリアは、経営情報の交換、人材の交流、経営資源の効率的な活用等によりグループシナジーの最大化をはかっておりますが、事業活動や経営判断においては自立性を保つことを基本としており、当社の独立性は十分に確保されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
渡部 峻輔	弁護士													
馳 雅樹	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡部 峻輔			-	社内経営陣と独立した関係にあること、および弁護士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で監査をいただきたいため。 また、当社と渡部峻輔氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

馳 雅樹			-	社内経営陣と独立した関係にあること、および公認会計士・税理士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で監査をいただきたいため。 また、当社と馳雅樹氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
------	--	--	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、常勤の監査等委員を選任していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任しておりません。ただし、監査等委員会が監査等委員会の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査等委員会付担当者を選任することとしています。その場合、監査等委員会は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとします。また、その人事に関しても監査等委員会と協議を行いその独立性についても十分留意するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人、内部監査部門とは、報告書類の閲覧、往査への同行など、日頃から相互に連携を取っております。また、定期的な会合を持つことにより、監査業務の進捗状況および計画を確認するとともに、双方の監査業務を通じて把握した問題点について共通認識を持ち、場合によっては共同して改善方法を検討する体制を整備しております。当該連携により、双方の監査業務の効率化と精度向上に寄与するものと考えております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の指名および報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として設置しております。主な審議事項としては、取締役の指名・報酬に関する重要な事項等についてであります。指名・報酬委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

なお、指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。また、委員長は指名・報酬委員会の決議により独立社外取締役である委員の中から選定することとしております。指名・報酬委員会の構成員は、委員長である渡部峻輔(社外取締役)、鈴木伸典(代表取締役社長)、及び馳雅樹(社外取締役)です。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <small>更新</small>	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

業績向上に伴う企業価値の向上に対して、取締役のインセンティブを高めるため、新株予約権によるストックオプションを付与していましたが、現在当該ストックオプションの発行を取りやめております。取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、取締役に対して株式報酬制度を導入しており、2017年5月25日開催の第22回定時株主総会において「譲渡制限付株式に関する報酬等」として、取締役に支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円(うち社外取締役5百万円)と決議しております。なお、2020年5月27日開催の第25回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に支給する金銭報酬債権の総額を、年間30百万円(うち社外取締役5百万円)と決議しております。

ストックオプションの付与対象者	従業員、子会社の取締役
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役同様、マネージャー職を中心に業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、取締役以外に従業員、子会社の取締役もストックオプションの付与対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、総額を事業報告において開示しております。なお、有価証券報告書においても取締役報酬を開示しております。2023年1月期における取締役の報酬は以下のとおりです。

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	6名	71,194千円
監査等委員(社外取締役を除く)	1名	4,400千円
社外取締役	3名	7,894千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的とし、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内で、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。なお、当社は2021年5月18日付で指名・報酬委員会を設置しており、取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項については、事前に独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会での審議、答申をもとに取締役会にて決定することとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の開催に際して、資料の事前配布を行うとともに、特に重要な取締役会付議案件について事前の説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社は選任しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 取締役会 >

取締役会は、取締役10名(内、監査等委員である取締役3名)で構成され、原則として月1回以上開催し、法令・定款及び取締役会規程に定められた事項の審議・決定を行っております。また、社長直属の内部監査室において、各本部の業務遂行状況についてのコンプライアンスに留意した内部監査を行っております。取締役会の構成員は、議長である鈴木伸典(代表取締役社長)、菊地大輔、小林智哉、田中俊一、手嶋雅夫、木村治、新谷亮、大曾根三郎、渡部峻輔(社外取締役)及び馳雅樹(社外取締役)です。

< 監査等委員会 >

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名)で構成され、常勤監査等委員1名を選定しております。監査等委員会は原則として月1回以上開催し、業務執行取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議を行っております。また、監査等委員は取締役会に出席すると共に業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行上の妥当性・適法性・効率性を広く検証し、監査等を行っております。監査等委員会の構成員は、委員長である大曾根三郎(常勤監査等委員)、渡部峻輔(社外取締役)及び馳雅樹(社外取締役)です。

< 指名・報酬委員会 >

取締役の指名および報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。なお、指名・報酬委員会は当社の取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役で構成するとともに、委員長は独立社外取締役である委員の中から選定することとしております。指名・報酬委員会の構成員は、委員長である渡部峻輔(社外取締役(監査等委員))、鈴木伸典(代表取締役社長)、及び馳雅樹(社外取締役(監査等委員))です。

< 内部監査室 >

内部監査室は、社長直轄の部署で専任者を1名置き、各部門の業務活動全般に関し、社内処理手続(規程)・法令の遵守状況について内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。また、内部統制監査についても、内部監査室により監査しております。

< 会計監査人 >

会計監査については、会計監査人として太陽有限責任監査法人を選任し、監査契約に基づき、当該監査法人の監査を受けております。会計監査業務を執行した公認会計士は、柴谷哲朗及び清水幸樹の2名であり、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士7名、その他16名であります。

監査等委員会、内部監査室長及び会計監査人は報告書類の閲覧、往査への同行など、日頃から相互に連携をとっていますが、必要に応じ3者会議を開催し、監査業務の進捗状況及び計画を確認するとともに、各々の監査業務を通じて把握した問題点について共通認識を持ち、場合によっては共同して改善方法を検討する体制を整備しています。

< 特別委員会 >

特別委員会は、関連当事者取引について、少数株主の利益を保護するほか、関連当事者との利益相反リスクについて適切に監視・監督し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の諮問に応じて、関連当事者との取引に係る必要性、合理性、相当性を経営陣や関連当事者から独立した立場で審議し、その結果を取締役に答申いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主総会、取締役会、内部監査室といった機関を適切に機能させるとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を図るため、2020年5月27日開催の第25回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。上記に加え、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年5月18日付にて取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。また、関連当事者取引について、少数株主の利益を保護するほか、関連当事者との利益相反リスクについて適切に監視・監督し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として特別委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2023年は、株主総会招集通知を株主総会開催日の16日前の4月10日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は集中日における定時株主総会の開催はございません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(スマートフォンによるものを含む)が可能です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算時と第2四半期決算時に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、決算説明会資料を掲載しております。 https://www.zetton.co.jp/company/IR/library.php	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は創業以来、「店づくりは、人づくり。店づくりは、街づくり。」の経営理念の下、店づくりを通じて様々な街づくりを進めてまいりました。2019年4月に企業体質の強化を目的に、中期事業計画「zetton VISION 19to23」を策定いたしました。公表後は、順調に計画を進めておりましたが、2020年2月よりのコロナ禍に直面。それまで培ってきた「強い会社づくり」が功を奏し、危機的な状況を脱することができました。</p> <p>この度、再び未来に目を向け、これまでの取り組みをベースとしつつ、2030年の姿を描きながら、2026年をマイルストーンとした中期事業計画を策定いたしました。</p> <p>「新しい街づくり 3.0 新たな価値創造による再生」場づくり」をビジョンとして、「サステナビリティ経営戦略」をベースに「ES経営」「ファンづくり」「展開力」を戦略の骨子と定め、当社の持つ各種コンテンツを更に磨きあげるとともに、サステナブルの概念に基づく取り組みに対して、コミットする経営を進めてまいります。社会を取り巻く環境問題にも積極的に取り組み、企業価値の向上及び地域社会の発展に貢献するべく邁進していく所存であります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(ア)取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを徹底すべく、「内部統制規程」、「企業倫理規定」および「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款を遵守することはもとより、社会的規範を遵守することにより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公平な企業活動を遂行するものとする。また、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・条例・契約・定款・社内規程及び社会的規範の遵守を基本的責務として継続的に行うことで、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を果たすことによる社会との調和を図るものとする。
(イ)当社は、「コンプライアンス規程」および「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」にて取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を継続的に図るとともに、コンプライアンス推進体制の監視及び改善を目的として、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定するものとする。
(ウ)当社は、コンプライアンス推進体制強化のため、内部通報に係る社内窓口及び社外窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき、専用ウェブサイトへのアクセス等を通じて、当社並びに子会社の取締役、使用人とその家族又はそれに準じる者、並びに当社及び子会社の取引先の取締役及び使用人からの通報を受け付け、法令、社内規程及び社会的規範等に対する違反行為の防止、早期発見と是正及び再発防止に努めることにより、コンプライアンス推進体制の実効性を高めるものとする。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(ア)会社の重要な意思決定については、必ず書面又は電磁的方法により記録を作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存する。
(イ)「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」については、取締役は常時閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(ア)当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」を制定し、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時危機事案に対する意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図るものとする。
(イ)当社は、「危機管理規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「危機管理部会」にて、当社及び子会社の取締役及び執行役員への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在的な危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応を定めるものとする。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(ア)取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか迅速かつ的確な業務運営のため、経営会議、営業会議等の各会議で審議・決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
(イ)職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決裁制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
(ウ)稟議書等の文書はIT技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行うことにより効率的な体制を確保する。
(エ)内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
(オ)顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図る。
- 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(ア)当社は、「コンプライアンス規程」、「危機管理規程」及び「会議運営規程」に沿って密接な連携のもとに業務を執行する。
(イ)当社は子会社及び関連会社(以下、「子会社等」という。)の管理に関し、「関係会社管理規程」を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めるとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集団の業務の適正を図り、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。
(ウ)子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は代表取締役及び監査等委員会宛てに報告を行う。
(エ)当社役員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、又は当該事項を子会社役員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(ア)監査等委員会は監査等委員会の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査等委員会付担当者を選任する。
(イ)監査等委員会は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査等委員会と協議を行いその独立性についても十分留意する。
- 当社及び子会社の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)並びに使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(ア)当社及び子会社等の取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)並びに使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、当社の監査等委員会は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役並びに使用人に対し直接報告を求められることができる。
(イ)法令・定款違反その他情報を、当社の監査等委員会に報告したことで報告者が不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取締役並びに使用人に周知徹底する。
- その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払等に関する事項
(ア)監査等委員は取締役会ほか会社の重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は定期的に代表取締役と会合を持ち、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見交換する。
(イ)監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに必要に応じて会計監査人に意見を求める。
(ウ)監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて個別の要望での内部監査の実施を求めることができる。
(エ)監査等委員会の職務の執行の必要性に応じて、監査等委員会は外部の法律・会計等の専門家を任用する事ができ、そのための費用は会社

が負担する。

(オ)監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用の前払い又は償還等の処理については、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(ア) 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、内部統制システムの構築を行う。

(イ) 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関連法令との適合性を確保するために、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化するとともに、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。

(ア) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たないことを反社会的勢力の排除基本方針に定めており、毅然とした姿勢で対応する。

(イ) 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は人事総務部を対応部署とし、警察等の関連機関とも連携して対応する。

(ウ) 2010年に全国で施行完了した「暴力団排除条例」に対応するため、事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力またはそれと係わりがある個人・法人等でないことの確認に努める。

(エ) 事業に係る契約を締結する際には、双方において反社会的勢力または係わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求に応じる義務を負う等の反社会的勢力排除条項を契約書面にて交わす。

(オ) 使用人の雇用に当たり、入社時に提出の「誓約書」において、被採用者自らが反社会的勢力等ではないこと、もしくはそれと係わりがない事を宣言させている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 社内体制の状況

(1) 基本方針

当社は、会社情報の適時適切な開示のため、会社法、金融商品取引法、名古屋証券取引所の規則およびその他諸法令を順守しており、それら法令に則り、決定事実、発生事実および決算に関する情報について適切な情報開示に努めております。

重要な情報の適時適切な開示を行うため、情報取扱責任者は管理本部長とし、会社情報の把握、集約等の一元化を図っております。

(2) 開示判断体制

a) 決定事実及び決算に関する情報

当社は、取締役会において経営に関する重要事項を決定しております。

情報取扱責任者は、証券取引所の定める「適時開示規則」に従い、開示が必要か否かを十分に検討し、要否の判断を行ったうえ、開示が必要となる場合には速やかに適時開示いたします。

b) 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合は、部門責任者が情報取扱責任者に対して速やかに報告いたします。

情報取扱責任者は、取締役会に報告するとともに、「適時開示規則」に従って開示が必要か否かを十分に検討し、要否の判断を行ったうえ、開示が必要となる場合には速やかに適時開示いたします。

2. 情報開示の方法

重要事実が取締役会で決議・決定された後、情報取扱責任者の指示により金融商品取引法、関連法令、

証券取引所の定める「適時開示規則」に従って、速やかに適時開示いたします。

具体的には、証券取引所の適時開示システム「TDnet」及び自社ウェブサイトにて開示し、必要に応じて記者クラブで発表を行う等、株主・投資家の皆様へ積極的な情報開示に努めます。

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。

